

代議員選挙細則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第11条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 規則第42条に定める選挙管理委員会の委員は、正会員の中から会長が指名する。

2 委員の数は、5名以上とし、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員会の委員長は、委員の互選とする。

4 委員会は、選挙公告、選挙立ち会いおよび選挙結果の確認を行う。

5 委員長は、当選人の決定内容を理事会に報告する。

6 委員会は第10条第2項に規定した異議の申し立てがあった場合には、その判定または再選挙を確認する。

7 委員の任期は、委員に委嘱された時から前項の任務が終了するまでとする。

(代議員の選定)

第3条 代議員は、支部ごとに正会員の投票により選定する。

2 各支部の代議員の候補者数は、当該支部に所属する正会員の数を勘案の上、規則第12条に定める割合をもって選挙のつど理事会が決定し、会長が支部及び選挙管理委員会に通知する。なお、規則第12条に定める割合を持って算出した範囲では整数とならない場合には、最も近い整数のうち大きい方とする。

3 支部長は、第4条により候補者を支部所属の正会員の中から選定し、選挙管理委員会に報告しなければならない。

4 本学会の理事と代議員との兼任はできない。

5 代議員が、任期中に選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、任期中は選出された支部の定数に含まれるものとする。

(代議員候補者の選定)

第4条 支部長は、代議員の候補者の選定をするにあたり、広く支部所属の正会員から立候補を募らなければならない。

2 推薦を希望する者は、支部長が定める締切日までに支部長宛に別記1の様式を提出しなければならない。

3 支部長は、次の各号に従って、立候補者の中から候補者を選定しなければならない。

(1) 支部長は、立候補者が候補者の定数に満たない場合、不足数の候補者を選定するこ

とができる。

- (2) 支部長は、立候補者の数が候補者の定数を越えた場合、全ての立候補者にその旨を通知するものとする。この場合、立候補者は、支部長が定める日までに、支部~~会~~に所属する正会員のうち20人以上の推薦人の名簿を支部長に提出しなければならない。
- (3) 支部長は、前号の名簿を提出した立候補者を候補者として選定するものとする。この結果選定した候補者が定数に満たない場合、支部長は、不足する数を第1号の立候補者の中から選定するものとする。
- (4) 支部長は、全ての立候補者に対して、選定結果を別記2の様式により通知しなければならない。
- (5) 支部長は選定した候補者を選挙管理委員会に報告しなければならない。報告の様式は別記3のとおりとする。
- (6) 支部長は、代議員選挙の公告期間中にわたり、候補者の募集について、本学会本部又は支部のホームページ等を通じて広報しなければならない。また、メーリングリスト等により候補者の募集について、公告期間中1回以上情報を会員に配信しなければならない。

(投票)

- 第5条 投票は、正会員が代議員候補者名簿（投票画面または投票用紙）に記載された手続きを経て、インターネットまたは郵送によって、投票締め切り日までに投票または提出することにより行われる。
- 2 代議員候補者名簿は、事務局が作成し、投票締め切り日の2週間前迄に正会員に通知または郵送配布する。

(投票画面または投票用紙の様式)

- 第6条 郵送の場合、第5条第1項の代議員候補者名簿（投票用紙）の様式は、別記3のとおりとする。
- 2 代議員候補者の代議員候補者名簿への記載は、候補者氏名のあいうえお順とし、支部ごとに分けて、事務局が作成する。
 - 3 投票画面または投票用紙には投票の期限（郵送の場合は消印の有効日）を明記する。郵送の場合、消印期限以降に届いたものは無効とする。

(開票)

- 第7条 開票は、期限までに投票されたすべての投票に対して行われる。
- 2 開票は、選挙管理委員会委員の半数以上の立ち会いのもとに、総務部が主管して行う。
 - 3 選挙管理委員会委員は、開票の経過ならびに結果を確認する。

- 4 開票の結果は、投票総数、有効投票数、信任数および不信任数について、候補者ごとに総務部が集計し、選挙管理委員会が確認する。
- 5 郵送の場合、投票用紙に記載された記載要領に従っていない投票は、無効とする。
- 6 開票に際して疑義が生じた場合は、選挙管理委員会委員の判断に従う。

(開票結果の集計)

第8条 第7条に定める開票の結果は、支部ごとに分けて集計する。集計の様式は別記4のとおりとする。

(当選人の決定)

第9条 選挙管理委員会において別に定めをした場合を除いて、有効投票数の過半数票を確保したものを当選人とする。

- 2 選挙管理委員会は、選挙結果をすみやかに会長に報告する。
- 3 会長は、当選人をすみやかに本会ホームページ及び会誌に公告しなければならない。

(当選の無効)

第10条 当選人が定款第10条によって定款第11条第3項に定める被選挙者の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

- 2 正会員は、選挙が、本学会定款、規則又は細則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2カ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に、選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めたときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の解任)

第11条 代議員に解任すべき事由があると考えた正会員は、当該代議員の氏名を記載の上、郵便ハガキに解任すべき事由を記載して、当該代議員の所属する支部に送付することで申し出を行うことができる。

- 2 20名以上の正会員から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第12条 事務局は、次の代議員選挙の結果が確定するまで、投票の集計記録及び全投票用紙を保管する。

附則（平成23年4月22日理事会議決）

この細則は、平成23年4月22日に新規制定したもので、総会の議決があった平成23年5

月 13 日から施行する。

附則（平成 24 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 25 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 25 年 8 月 28 日に一部改定したもので、同日から施行する。

附則（平成 28 年 11 月 25 日理事会議決）

この細則は、平成 28 年 11 月 25 日に一部改定したもので、同日から施行する。